

國勢調査は今秋

本縣人口果して幾何?

期日……本年十月一日

1	氏名
2	男女の別
3	出生の年月
4	配偶の關係
5	常住地

昭和十年國勢調査の 施行計畫概要

國勢調査は大正九年を第一回とし十年目毎に行ひ尙其の中間五年毎に簡易なる調査を施行する規定で今年は第二回目の中間國勢調査の年に該當し目下夫々準備中であるが之が原案たる計畫概要は舊臘中央統計委員會總會に於て審議し可決の上これを岡田首相に答申した。その内容は次の如くである。

昭和十年は昭和五年國勢調査施行後五年目に該るを以て、法律の規定に依り簡易なる國勢調査を施行するを要す然れども今回の簡易なる國勢調査に於ては時勢の推移に應じ、社會の要望に

副はんが爲、大正十四年の簡易なる國勢調査に於ける調査事項の外に「常住地」なる新規の調査事項を加へ、以て現在人口に付常住地を質問して現下緊喫なる常住人口を調査せんとす。

蓋し前三回の國勢調査に於ては現在人口のみを調査せるも、近時交通機關の發達に伴ひ人口の移動激しきを以て現在人口の外に常住人口をも知るの必要あるを以てなり。

而して調査結果の編整は大正十四年の簡易なる國勢調査に於けるが如く地方分査に依らず、大正九年及昭和五年前二回の大規模國勢調査と同様中央集査に依ることとし、以て一面調査の正確を期すると共に、他面地方に於ける經費の負擔軽減を圖らんとす。其の昭和十年國勢調査計畫概要左の如し。

第一、調査の時期

昭和十年十月一日午前零時の現在に依り調査す

第二、調査事項

一にして國勢調査を行ふ豫定なり。

第八、在外本邦人の調査

諸外國に在留する本邦人に付ても右と歩調を同じうして調査を行ふ豫定なり。

附帶決議

昭和十年國勢調査計畫準備に關し昨年(昭和八年)八月本會答申に係る調査事項中より「婚姻の年月及出生兒の數」を削除せられたるは現下財政の狀況より見て已むを得ざることと認めらるゝも、右は現時緊要なる人口問題の解決に必要な資料を提供するものなるを以て、最近の國勢調査の機會に於て是非とも調査事項中に加へられんことを望む。

取扱を爲すものとす。國勢調査員は名譽職とし、地方長官の推薦に依り内閣に於て之を命ず。

第五、結果の整理

調査結果は全部之を中央集査とし、申告書其の他の材料は其の儘地方より進達せしめ、内閣統計局に於て之を整理し、結果表を作成するものとす。結果の發表は製表成るに従ひ速かに順次之を爲すものとす。

第六、地方の附帶調査

道府縣市町村に於て國勢調査に附帶して何等かの調査を爲さんことを希望するものは、本調査に妨げなき限り内閣の認可を得て附帶調査を行ふことを得るものとす。

第七、外地の調査

朝鮮、臺灣、樺太は以上内地の調査に準據して一齊に國勢調査を行ふものとす。
尙關東州及南洋群島に於ても歩調を

前掲の時期に於て帝國版圖内に現在する者に付左の事項を調査す。
(一)氏名、(二)男女の別、(三)出生の年月日(四)配偶の關係、(五)常住地

第三、調査の方法

調査は各世帯に就き之を執行す世帯主又は世帯の管理者は其の世帯に現在する者に就き申告書を以て前掲の調査事項を申告するの義務あるものとす。申告書は世帯票を用ふ。申告書の配付、蒐集は國勢調査員をして之に當らしむ。

第四、調査の機關

地方に於ける實査の施行は國勢調査員を使用して市町村長之を管掌、地方長官之を監督するものとす。但し宮城離宮皇族の邸邸、外國の大使館公使館及軍艦、陸海軍の部隊艦船、刑務所等に關する調査は、内閣總理大臣關係主務大臣と協議して特別の

國勢調査の準備と.....

人口の不自然的移動防止

〔縣より通牒を發す〕

國勢調査の準備と、調査に際して人口分布の常態を保たしむる爲、縣に於ては關係の向へ左の如き通牒を發して注意を促した。

昭和十年度國勢調査

施行ニ關スル件

昭和十年十月一日ヲ期シテ施行セラルベキ簡易ナル國勢調査ニ付テハ豫テ政府ニ於ケテ實施準備中ノ處過般ノ豫算閣議ニ於テ明年度以降ノ實施費豫算左記ニ依リ承認セラルル運ト相成候趣ヲ以テ内閣書記官長ヨリ通牒ノ次第モ有之候條貴職ニ於テモ右御了知ノ上ハ當該豫算其他ニツキ可然御手配相煩度爲念及通牒候也

一、調査項目ハ大正十四年ノ四項目「氏

名」「男女ノ別」「出生ノ年月日」「配偶ノ關係」ノ外新規ニ「常住地」ヲ追加ス

二、調査結果ノ整理ハ大正十四年ノ如ク地方分查ニ依ラズ凡テ中央集查ニ依ル

三、地方交付金ハ大正十四年ニハ之無カリシモ今回ハ拾五萬圓ヲ豫算ニ計上ス

追テ調査法令ハ明 度豫算ノ公布後成

ルベク速ニ之ヲ公布スル見込

國勢調査ニ際シ人口分布ノ常態激變防止ニ關スル件

今秋十月一日ヲ期シテ行ハルベキ國勢調査ニ於テハ従前ノ調査ト同様現在人口ヲ調査スルノ關係上調査ノ時期ニ人口分布ノ常態ヲ保タシムルヲ可トスルノミナラズ調査ノ時期ニ地方ニ人口ノ蝟集スルコトアラバ延テ調査ヲ阻害スルノ虞モ

生ズベク殊ニ世運ノ進歩ニ伴ヒ調査毎ニ複雑化シツ、アル社會事情ニ鑑ミルトキハ調査期日ノ前後ニ於テ博覽會、共進會展覽會各種ノ大會總會ノ開催、團體旅行其ノ他國勢調査ニ際シ人口分布ノ常態ヲ激變スルガ如キ催ラ企ツルコトハ成ルベク之ヲ避クルノ要有之ト認メラレ候條此ノ点ニ付一層留意セラレ豫メ管内(御部内)ニ周知セシメ萬遺漏ナキ様今ヨリ御手配相成度

統計調査員異動

上は新任 括弧内は舊

昭和九年十二月三十日 北相馬郡小絹村

飯 島 定 雄 (飯島俊雄)

昭和十年一月廿二日 東茨城郡吉田村

小 室 祐之介 (大森源彌)

町村統計主任異動

上は新任 括弧内は舊

昭和九年十二月二十八日 多賀郡高岡村

豊 田 武 門 (佐川文雄)

昭和九年十二月三十一日 東茨城郡西郷村

大 高 秀 男 (大津芳四郎)

サツマイモ

年産實に二百五十餘萬圓

年と共に益々殖えて行く

大衆的な

昭和九年の食用農産物

大豆、小豆、アワ、ヒエ、キビ、トウモロコシ、ソバ、サツマ(甘藷)、サツマイモ切干、ジャガイモ(馬鈴薯)の類を食用農産物と稱してゐるが昭和九年における本縣の作付段別は三萬八千六百三十九町歩で生産額は五百七十六萬四千七百三十圓に達し、これを前年に比べると作付反別において七百六十一町歩(零割二分)、價額において五十一萬九千四百九十四圓(零割九分九厘)を増してゐる、而してその中の王座を占むるものは何といつてもサツマイモで産額三千五百八十六萬五千六百九十貫、この價額二百五十一萬三千百十六圓、切干にしたサツマイモを加へると實に二百七十萬圓の巨額に達し如何にサツマイモが大衆的に捌かれてゐるか察せられる、これに次ぐのは

大豆	一、六四一、五二七圓	一二七、九七八石
ジャガイモ	四〇九、九七六圓	五、七五九、五七五貫
小豆	二七九、八九二圓	一八、九一一石
アワ	二七九、七一圓	三一、九九九石
ソバ	二七九、三四六圓	三二、三八四石
サツマイモ切干	二二三、五九二圓	七一八、八五〇貫

の順序で、トウモロコシは十萬圓を超え、ヒエ、キビは孰れも一萬圓に達しない、しかも是等食用農産物は小豆、粟、トウモロコシ、ソバ等をのぞく外、何れも作付反別を増し、サツマイモの如きは八百五十一町余で二百四十萬貫餘の増加を示してゐる、各種類別に示せば次の通りである。